

野崎駅西口駅前広場 キッチンカー等出店のご案内

出店場所 野崎駅西口駅前広場内（2区画・それぞれ25㎡）

出店できる車 軽自動車の規格を満たすキッチンカー等
（栃木県が設置する保健所又は宇都宮市が設置する保健所から許可を受けたもの）

販売できる飲食物 酒類を除く飲食物
（保健所から許可を受けたもの）

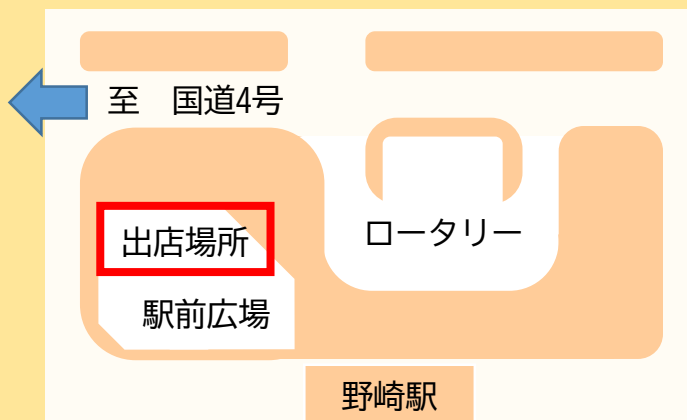
使用料 1日1,000円 / 1区画

出店期間 7日以内 / 1申請（更新可）

使用予定日の属する月の前月1日から月末までに申請書等を提出

申請方法

- ・持参・郵送
324-8641 栃木県大田原市本町1-4-1
大田原市 都市計画課
- ・電子メール（申請書及び添付書類は全てPDFファイル）
toshikei@city. ohtawara. tochigi. jp



お問い合わせ

大田原市 都市計画課
0287-23-8711

市ホームページ

<https://www.city.ohtawara.tochigi.jp/docs/2023020800021/>



出店資格等詳細については裏面をご覧ください。

出店条件

- ① 出店するに当たり必要となる電気設備や水道設備を自らの責任において準備できる者
- ② キッチンカー等を保有又はリースしている者（ただし、リース車両で出店する場合は、車検証の使用者と保健所発行の営業許可証の名義が同一であること。）
- ③ 市税の滞納がない者
- ④ 保健所が発行する営業許可証を有する者
- ⑤ 食品衛生責任者の資格を有する者で、食品衛生法（昭和22年法律第233号）その他関連法令を遵守できる者
- ⑥ 生産物賠償責任保険（P L 保険）に加入している者
- ⑦ 販売により発生するごみ（残飯類）を適切に処理し、販売後に、包装容器等のごみを回収できる者
- ⑧ 次に掲げる欠格事項に該当していない者
 - ア 制限能力者（成年被後見人、被保佐人、被補助人及び未成年者）
 - イ 破産者であって復権していない者
 - ウ 懲役又は禁錮の刑に処せられ、その執行が終わっていない者
 - エ 禁錮以上の刑に該当する罪を犯した容疑をもって勾留又は起訴された者で、判決が確定していない者及び有罪判決を受け、刑期又は執行猶予期間が満了していない者
 - オ 暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律（平成3年法律第77号）第2条に掲げる暴力団又は暴力団員及びそれらの利益となる行動を行う団体代表者、主宰者又はその構成員並びにそれらの協力者である者
 - カ 集团的又は常習的に暴力的不法行為を行うおそれがあると認められた者
 - キ 申請時において、食品衛生法に基づく営業停止処分を受けている者
- ⑨ その他、市長が指示する遵守事項を遵守できる者

必要書類

- 駅前広場占用・使用許可申請書（様式第1号）
- 添付書類
 - ① キッチンカー等出店計画書（様式1）
 - ② 出店営業を行う品目に係る全ての営業許可証の写し
 - ③ 食品衛生責任者の資格者証の写し
 - ④ 生産物賠償責任保険（P L 保険）の加入が証明できる書類の写し
 - ⑤ 車検証の写し
 - ⑥ リース車両で出店する場合は、リース契約書の写し
 - ⑦ 開店状態の販売車両写真（正面からナンバープレートの番号が確認できる写真、側面からの写真及び後方からの写真に寸法を記入したもの）
 - ⑧ 出店者の運転免許証の写し
 - ⑨ 他の法令等の許可を要する場合は当該許可書の写し
 - ⑩ 他の法令等により届出を要する場合は当該届出書の写し
 - ⑪ 誓約書（様式2）
 - ⑫ その他市長が必要と認める書類